

猪名川町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成17年8月30日

規則 第16号

(目的)

第1条 この規則は、猪名川町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公募の場合の明示事項)

第2条 条例第2条に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 申請することができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）の資格
- (3) 申請期間
- (4) 条例第4条に規定する指定管理者の候補となる法人等を選定する基準
- (5) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (6) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (7) 公の施設の利用に係る料金に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長又は教育委員会（以下「町長等」という。）が必要と認める事項

(申請書の様式及び申請に添付すべき書類)

第3条 条例第3条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）とする。

2 条例第3条各号に定めるもののほか、前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 事業年度の前年度における当該法人等の経営状況を説明する書類
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書その他これに類する書類、法人以外の団体
にあっては代表者の住民票の写し
- (4) その他申請の資格を有していることを証する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長等が必要と認める書類

(指定管理者の指定通知)

第4条 町長等は、条例第6条第1項の規定により指定管理者の指定を行ったときは、猪名川町公の施設の指定管理者の指定通知書(様式第2号)により当該指定管理者へ通知する。

(協定事項)

第5条 条例第8条に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 公の施設の管理に要する費用に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (6) 管理業務を行うことに伴い保有することとなる個人情報の保護に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長等が必要と認める事項

(指定の取消又は停止通知)

第6条 町長等は、条例第10条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じるときは、猪名川町公の施設の指定管理者の指定取消・停止通知書(様式第3号)により当該指定管理者へ通知する。

(変更事項の届出等)

第7条 指定管理者は、その名称、主たる事業所の所在地又は代表者に変更があったときは、指定管理者変更事項届出書(様式第4号)により、速やかに町長等に届け出なければならない。

(指定の期間)

第8条 指定管理者の指定期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は当該日)から起算して5年を超えることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

(選定委員会の組織)

第9条 条例第16条第5項に規定する猪名川町指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)は、5人以内の委員をもって組織する。

(選定委員会の委員)

第10条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 弁護士
- (3) 公認会計士または税理士
- (4) 住民
- (5) 企画部長

2 委員の任期は、5年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員は再任することができる。

(選定委員会の委員長)

第11条 選定委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(選定委員会の会議)

第12条 選定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 審議方法に関する必要な事項は、選定委員会が別に定める。
- 3 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

(庶務)

第13条 選定委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(補足)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長等が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 委員の委嘱があった後、最初に招集する会議は、第12条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。